【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債及び同法第百十七条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債及び同法第百十七条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（改正前）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

（二　削除）

二　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（改正前）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

四　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

五　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

四　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

五　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（改正前）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

四　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

五　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】

（改正後）

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

**第十四条の九の二**　令第三条の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一　円建てで発行されるものであること。

二　契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

四　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

五　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（改正前）

（新設）